

# 様式 1 公表されるべき事項

## 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構の役職員の報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構は日本の加速器科学の総合的発展の拠点として研究を推進し、国内外の関連分野の研究者に対して研究の場を提供している。

役員報酬水準を検討するにあたって、他の国立大学法人、国家公務員、類似事業を実施している民間法人や独立行政法人等のほか、国・地方公共団体が運営する教育・研究機関のうち、常勤職員数(本法人818人)や教育・研究事業で比較的同等と認められる以下の法人等を参考とした。

(1) 大学共同利用機関法人自然科学研究機構・・・当該法人は同じ大学共同利用機関法人として教育・研究事業を実施している(常勤職員数約800人)。公表資料によれば、平成25年度の機構長の年間報酬額は16,787千円であり、公表対象年度の役員報酬規程に記載された本給額等を勘案すると、18,507千円と推定される。同様の考え方により理事については、14,775千円、監事については4,000千円と推定される。

(2) 事務次官年間報酬額・・・22,652千円

##### ② 平成26年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

役員報酬規程により、特別手当(賞与相当手当)について、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、役員勤務実績に応じ、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額できることとしており、その決定は経営協議会の議を経ることとしている。平成26年度は特に顕著な業績がなかったため増減は行っていない。

##### ③ 役員報酬基準の内容及び平成26年度における改定内容

法人の長

役員報酬支給基準は、月額及び期末手当から構成されている。月額については高エネルギー加速器研究機構役員報酬規程に則り、本給(912,000円)に調整手当(109,440円)を加算して算出している。期末手当についても、高エネルギー加速器研究機構役員報酬規程及び職員給与規程に則り、期末手当基準額(本給+調整手当+(本給+調整手当)×100分の20+本給×100分の25及び調整手当の月額にその者の職務実績に応じて100分の10以下の範囲内で割合を乗じて得た額)に6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の170を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、平成27年度では、給与法指定職の改定に準拠した本給表のベースダウン(平均約▲2%)及び期末特別手当支給率の引き上げ(年間3.1ヶ月分)を実施した。

理事

法人の長と同様になっている。

理事(非常勤)

月額給与は高エネルギー加速器研究機構役員報酬規程に則り、日額単価を当該月の出勤日数で乗じた額で算出している。期末手当は支給していない。

なお、平成27年度では、給与法指定職の改定に準拠した日額単価のベースダウンを実施した。

監事(非常勤)

監事(非常勤)も理事(非常勤)と同様になっている。

## 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成26年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 16,763	千円 10,944	千円 4,506	千円 1,313 (調整手当)			
A理事	千円 14,313	千円 9,312	千円 3,834	千円 1,117 49 (調整手当) (通勤手当)			
B理事	千円 14,344	千円 9,312	千円 3,834	千円 1,117 80 (調整手当) (通勤手当)			
C理事	千円 14,344	千円 9,312	千円 3,834	千円 1,117 80 (調整手当) (通勤手当)			
D理事 (非常勤)	千円 6,015	千円 6,015	千円 0	千円 0 ( )			
A監事 (非常勤)	千円 818	千円 818	千円 0	千円 0 ( )			
B監事 (非常勤)	千円 558	千円 558	千円 0	千円 0 ( )			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄

### 3 役員の報酬水準の妥当性について

#### 【法人の検証結果】

法人の長

大学共同利用機関法人である高エネルギー加速器研究機構は、我が国の加速器科学(高エネルギー加速器を用いた素粒子・原子核に関する実験的研究及び理論的研究並びに生命体を含む物質の構造・機能に関する実験的研究及び理論的研究も包含した、広義の加速器科学。)の総合的発展の拠点として、国内外の関連分野の研究者に対して研究の場を提供するとともに、機構長のリーダーシップの下で国内、国際共同研究を先導して加速器科学の研究を推進している。

そうした中で、高エネルギー加速器研究機構の機構長は、職員数818名の法人の代表として、その業務を総理し、所属職員を統督するとともに、経営責任者として研究成果を積極的に社会に公開し、加速器科学に対する社会の要請に応える職務を担っている。

機構長の平成26年度年間報酬額は、平成25年民間における役員(比較対象役員)の年間報酬額調査での人数規模が同規模である役員の報酬28,030千円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額22,652千円と比べてもそれ以下となっている。

また、他の大学共同利用機関法人の長の平成25年度報酬水準(自然科学研究機構、人間文化研究機構及び情報システム研究機構の長の平均報酬17,376千円)と比較した場合でもそれ以下である。

こうした職務内容の特性や他法人等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事

理事は本機構のミッションである日本の加速器科学の総合的発展の拠点として研究を推進するため機構長を補佐している。理事の平成26年度年間報酬額は平成25年民間における役員(比較対象役員)の年間報酬額調査での人数規模が同規模である役員の報酬28,030千円と比較した場合、それ以下である。また、他の大学共同利用機関法人の理事の平成25年度報酬水準(自然科学研究機構、人間文化研究機構及び情報システム研究機構の理事の平均報酬13,780千円)と比較した場合でも概ね同水準となっている。こうした職務内容の特性や他法人等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事(非常勤)

理事は本機構のミッションである日本の加速器科学の総合的発展の拠点として研究を推進するため機構長を補佐している。本機構の理事(非常勤)の報酬は、日額単価に当該月の勤務日数を乗じて算出しているため、他の法人の理事(非常勤)の勤務形態の違いがあるため、年間報酬額を比較することはできないが、日額単価は本機構の37,000円と他の大学共同利用機関の理事(非常勤)の日額単価水準(自然科学研究機構、情報システム研究機構の単価の平均40,500円)と比較した場合、それ以下となっている。こうした職務内容の特性や他法人等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事(非常勤)

監事は本機構の業務運営、業務執行及び会計処理について監査を行っている。本機構の監事(非常勤)の報酬は、理事(非常勤)と同様な報酬形態となっているため、理事(非常勤)と同様、報酬水準は妥当であると考えられる。

#### 【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人等、民間企業との比較などを考慮すると役員の報酬水準は妥当であると考えられる。

4 役員の退職手当の支給状況(平成26年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
法人の長	該当者なし					
理事A	該当者なし					
理事B	該当者なし					
理事C	該当者なし					
理事D (非常勤)	該当者なし					
監事A (非常勤)	該当者なし					
監事B (非常勤)	該当者なし					

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。  
 退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後  
 独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄

## 5 退職手当の水準の妥当性について

【文部科学大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
理事A	該当者なし
理事B	該当者なし
理事C	該当者なし
理事D (非常勤)	該当者なし
監事A (非常勤)	該当者なし
監事B (非常勤)	該当者なし

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

## 6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

今後も業績給の制度は継続する。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当該法人職員の給与水準を検討するにあたって、他の国立大学法人等、国家公務員のほか、平均26年度職種別民間給与実態調査によるデータのうち、企業規模別(当該法人818人)・職種別平均支給額を参考にした。

(1) 大学共同利用機関法人自然科学研究機構・・・当該法人は、物質科学、生命科学等、自然科学研究分野において類似する法人であり、法人規模についても同等(常勤職員数800人)となっている。

(2) 国家公務員・・・人事院で公表している平成26年度国家公務員給与関係の資料で行政職俸給表(一)の平均給与月額が408,472円となっており、全職員の平均給与月額は415,426円となっている。

(3) 職種別民間給与実態調査において、当該法人と同等の規模や職種の大学卒の4月の平均支給額は事務系566,416円、技術系548,784円、大学教員717,645円となっている。

#### ② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

勤務評定に関する規程により実施する勤務評定(勤務評価)の結果並びに勤務成績に基づき、予算(人件費)の範囲内で、昇格、昇給の実施及び勤勉手当の支給割合(成績率)に反映させる。

#### ③ 給与制度の内容及び平成26年度における主な改定内容

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構職員給与規程に則り、本給及び諸手当(管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、期末手当及び勤勉手当)としている。

期末手当については、期末手当基準額(本給+調整手当+役職別加算額)に6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。勤勉手当については、勤勉手当基準額(本給+調整手当)に勤勉手当の支給実施細則に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額としている。

なお、平成26年度では、①全本給表のベースアップ(0.3%)、②交通用具使用者に係る通勤手当を使用距離の区分に応じ改正(100円から8,900円幅)③勤勉手当の支給率について、0.15ヶ月分の引き上げを実施した。

### 2 職員給与の支給状況

#### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成26年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	577人	46.8歳	7,700千円	5,738千円	133千円	1,962千円
事務・技術	125人	41.7歳	5,974千円	4,456千円	119千円	1,518千円
教育職種 (大学教員)	322人	48.9歳	8,646千円	6,432千円	148千円	2,214千円
その他医療職種 (看護師)	1人	歳	千円	千円	千円	千円
産業医	1人	歳	千円	千円	千円	千円
技術職員	128人	46.3歳	6,986千円	5,226千円	109千円	1,760千円

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注:技術職員とは、従来行政職(一)を適用していた技術職について、法人化にあわせて機構独自の新たな職種として位置付け、また、本給についても独自の表を作成し、適用させている職種である。

注:常勤職員のその他医療職種(看護師)及び産業医は該当者が1人であり、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人数以外は記載していない。

注:常勤職員の医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については該当者がいないため、欄を省略した。

注:在外職員については該当者がいないため、表を省略した。

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	78	45.1	6,125	4,314	101	1,811
教育職種 (大学教員)	1					
その他	7	61.1	9,249	6,214	113	3,035
博士研究員(年俸制)	9	30.8	4,091	4,091	131	0
その他(年俸制)	61	45	5,941	4,033	95	1,908

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	32	63.2	4,010	3,411	124	599
事務・技術	4	61.5	3,524	3,010	142	514
教育職種 (大学教員)	9	64.5	4,924	4,175	85	749
技術職員	19	62.9	3,679	3,133	139	546

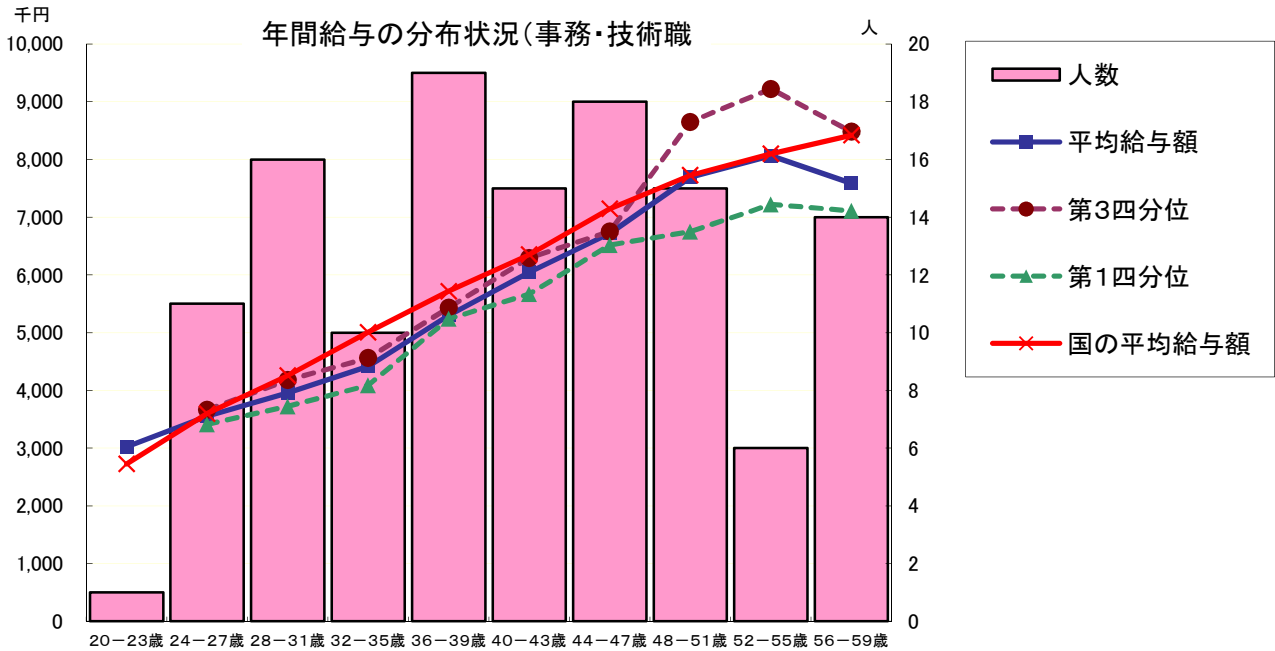
非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	57	38.9	5,189	4,056	104	1,133
事務・技術	16	46.1	4,314	3,363	98	951
教育職種 (大学教員)	38	36	5,697	4,457	107	1,240
技術職員	3	36.8	3,425	2,688	106	737

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注:任期付職員の教育職種(大学教員)は該当者が1人であり、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人数以外は記載していない。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。〕

(事務・技術職員)



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

注:年齢20～23歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

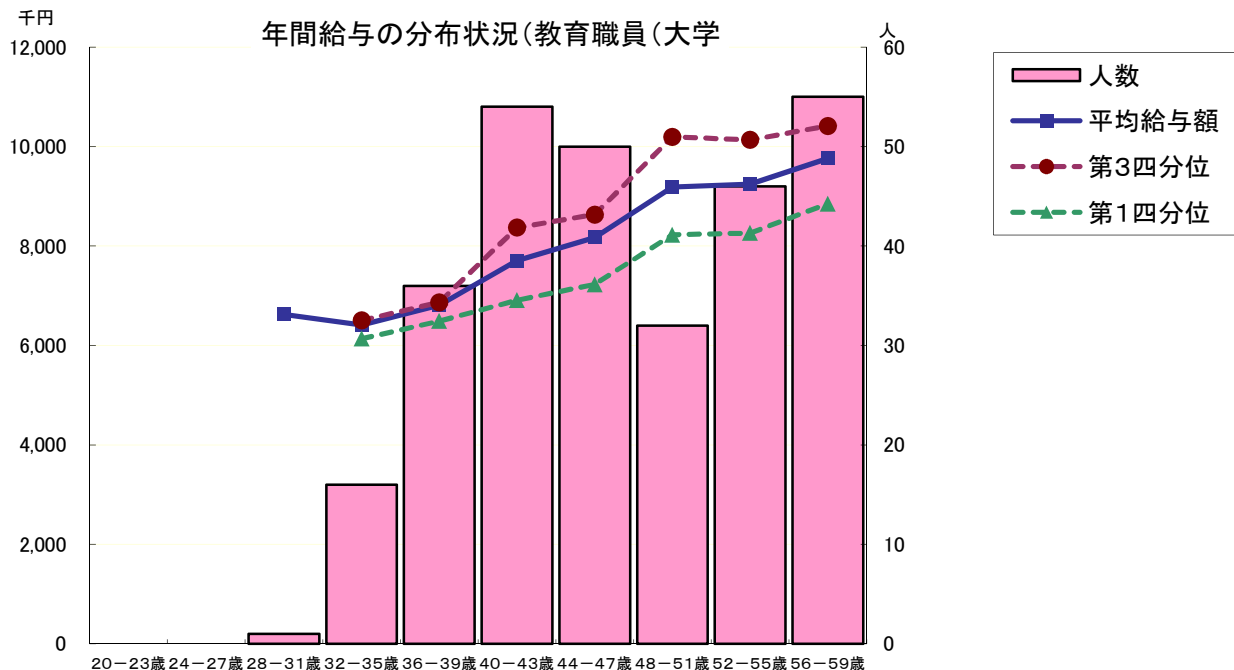
(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
	人	歳	千円	千円
部長	3	54.5	9,905	10,401～9,054
課長	7	55.1	8,390	9,220～7,052
室長	7	51.8	8,338	8,870～7,533
副課長	8	56.8	7,258	7,447～6,986
係長	46	45.3	6,382	7,555～5,240
主任	16	37.0	5,039	5,513～4,088
係員	38	30.7	4,020	5,309～3,019



② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。]

(教育職員(大学教員))



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

注:年齢28～31歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
	人	歳	千円	千円
教授	98	55.5	10,416	13,341～8,577
准教授	101	48.8	8,494	9,606～6,908
講師	20	56.0	7,797	8,553～7,154
助教	103	41.3	6,813	7,671～5,895

④ 賞与(平成26年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

【事務・技術職員】

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 59.3	% 58.0	% 58.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 40.7	% 42.0	% 41.4
	最高～最低	% 44.7～33.8	% 48.2～30.5	% 46.4～33.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.1	% 63.3	% 64.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.9	% 36.7	% 35.8
	最高～最低	% 37.7～31.9	% 39.8～29.5	% 38.8～31.9

【教育職員(大学教員)】

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 61.7	% 65.6	% 63.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.3	% 34.4	% 36.3
	最高～最低	% 45.3～33.6	% 44.7～26.3	% 44.8～31.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.6	% 67.2	% 65.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.4	% 32.8	% 34.1
	最高～最低	% 40.5～30.6	% 37.7～29.6	% 39.1～31.2

### 3 給与水準の妥当性の検証等

#### 事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢勘案 94.4</li> <li>・年齢・地域勘案 96.3</li> <li>・年齢・学歴勘案 94.7</li> <li>・年齢・地域・学歴勘案 96.3</li> <li>(参考) 対他法人 106.6</li> </ul>
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	国家公務員の指数と比較し、それ以下となっているため妥当な水準と考えている。
給与水準の妥当性の 検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 89.3%】            (国からの財政支出額 38,544百万円、支出予算の総額 43,150百万円)：(平成26年度予算)</p> <p>【累積欠損額】 0円(平成25年度決算)</p> <p>【管理職の割合 13.7%(常勤職員数153名中21名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 56%(常勤職員数125名中71名)】</p> <p>(法人の検証結果)</p> <p>本機構役職員は非公務員であるが、職員の給与水準は国家公務員給与を参考として決定することが基本的な考え方としている。</p> <p>本機構は、支出予算総額約431.5億円、国からの財政支出割合は89.3%となっているが、上記のとおり対国家公務員指数は100を超えておらず、累積欠損もないことから、給与水準は適正と考えている。また、本機構の事務・技術職員の給与水準について、他の大学共同利用機関法人の事務・技術職員の年間報酬水準(自然科学研究機構、人間文化研究機構及び情報システム研究機構の平均5,636千円)と比べても概ね同水準となっている。</p> <p>(文部科学大臣の検証結果)</p> <p>給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え、引き続き適正な給与水準の維持に努めていきたい。</p>
講ずる措置	今後も適正な給与水準の維持に努めていく考えである。

#### ○教育職員(大学教員)

教育職員(大学教員)は国家公務員との給与水準の比較指標 95.9

注：上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成26年度教育職(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

### 4 モデル給与

#### (事務・技術職員)

- 22歳(大卒初任給、独身)  
月額 197千円 年間給与3,158千円
- 35歳(主任、配偶者・子1人)  
月額 299千円 年間給与4,759千円
- 45歳(係長、配偶者・子2人)  
月額 413千円 年間給与6,603千円

(教育職員(大学教員))

- 29歳(助教(博士課程修了)、独身)  
月額 343千円 年間給与5,522千円
- 35歳(助教、配偶者・子1人)  
月額 401千円 年間給与6,423千円
- 45歳(准教授、配偶者・子2人)  
月額 519千円 年間給与8,316千円

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

今後も業績給の制度は継続する。

III 総人件費について

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 5,238,907	千円 5,226,814	千円 4,802,474	千円 4,774,565	千円 5,187,161	千円
退職手当支給額 (B)	千円 630,826	千円 667,468	千円 528,840	千円 661,314	千円 715,507	千円
非常勤役職員等給与 (C)	千円 1,077,368	千円 1,147,773	千円 1,221,931	千円 1,374,251	千円 1,634,682	千円
福利厚生費 (D)	千円 764,911	千円 815,093	千円 791,412	千円 837,144	千円 921,499	千円
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 7,712,012	千円 7,857,148	千円 7,344,657	千円 7,647,274	千円 8,458,849	千円

注: 中期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。

総人件費について参考となる事項

- 《給与、報酬等支給総額及び最広義人件費について》
- ・「給与、報酬等支給総額」:平成24年度6月から平成25年度3月まで実施した特例法による給与削減措置が終了したため、前年度比8.6%増。
  - ・「退職手当支給額」:定年退職者の増加により、前年度比8.2%増。
  - ・「非常勤役職員等給与」:再雇用職員や外部資金による有期雇用職員の増加等により前年度比18.9%増。
  - ・「福利厚生費」:法定福利費の増加により、前年度比12.2%増。
  - ・「最広義人件費」:以上の要因により、前年度13.9%の増となった。

IV その他